

岐阜県公報

号外 (1) 令和8年1月17日

III 次

選舉管理委員会公示

衆議院小選挙区選出議員選挙における選舉運動に關する件
ある」じかだれの金額の制限額
選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三十六分の一の数

(選舉管理委員会)
(回)

執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選舉運動に關する件
の制限額は、候補者一人につき次のとおりである。

令和8年1月17日

岐阜県選舉管理委員会

委員長 竹内治彦

| 選挙区名 | 制限額 |
|--------|-------------|
| 岐阜県第1区 | 24,058,200円 |
| 岐阜県第2区 | 23,433,000円 |
| 岐阜県第3区 | 25,174,500円 |
| 岐阜県第4区 | 26,038,800円 |
| 岐阜県第5区 | 23,005,900円 |

岐阜県選舉管理委員会公示第十四号

地方選挙法(昭和二十九年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項
の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、

第八十一条第一項、第八十二条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

号外 (2) 岐阜県公報

— — *T* 蔡 3 2 1

- | | |
|---|------------|
| 令和8年1月26日現在において選挙人名簿に登録されている者の総数 | 1,600,678人 |
| 岐阜県議会議員の各選挙区別の総数及び3分の1の数 | 32,014人 |
| 総数の50分の1の数 | 32,014人 |
| 3 総数の3分の1の数 (その総数が40万を超える場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) | 300,085人 |

4 岐阜県議会

| 選 挙 区 名 | 総 数 (人) | 3分の1の数 (人) |
|-------------|---------|------------|
| 岐 阜 市 | 330,543 | 110,181 |
| 大 垣 市 | 142,921 | 47,641 |
| 高 山 市 | 69,940 | 23,314 |
| 多 治 見 市 | 87,886 | 29,296 |
| 関 市 · 美 濃 市 | 84,947 | 28,316 |
| 中 津 川 市 | 60,455 | 20,152 |

| | | |
|-------|---------|--------|
| 瑞浪市 | 29,009 | 9,670 |
| 羽島市 | 54,911 | 18,304 |
| 恵那市 | 38,453 | 12,818 |
| 美濃加茂市 | 42,574 | 14,192 |
| 土岐市 | 44,588 | 14,863 |
| 各務原市 | 118,838 | 39,613 |
| 可児市 | 91,469 | 30,490 |
| 山県市 | 20,764 | 6,922 |
| 瑞穂市 | 44,082 | 14,694 |
| 飛驒市 | 18,485 | 6,162 |
| 本巣市 | 42,063 | 14,021 |
| 郡上市 | 31,485 | 10,495 |
| 下呂市 | 24,005 | 8,002 |
| 海津市 | 26,415 | 8,805 |
| 羽島郡 | 39,357 | 13,119 |
| 養老郡 | 21,895 | 7,299 |
| 不破郡 | 26,328 | 8,776 |
| 安八郡 | 19,055 | 6,352 |
| 揖斐郡 | 52,251 | 17,417 |
| 加茂郡 | 37,959 | 12,653 |